
足寄町農業委員会 第2回総会会議録

自 令和4年4月22日

至 令和4年4月22日

足寄町農業委員会

令和4年4月22日 第2回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分

1 出席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	6番 宮口孝治	7番 松田博幸
8番 遠藤勇	9番 人見華代	10番 石黒彰
11番 岡元義春	12番 吉村進	

2 欠席委員

1番 飼取靖徳

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務担当主査 飼取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 8 議案第6号 土地の現況証明書下付について
- 日程第 9 議案第7号 農業委員の地区担当について

第2回農業委員会総会

令和4年4月22日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第2回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番飼取靖徳委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2番吉川友二委員、3番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

よって、1番2番、一括で、説明します。

1番を説明します。本件は、牧草畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年4月1日であり、土地の引渡期日は令和4年4月1日です。

なお、解約された農地は、議案第5号2番で、ご審議頂きます。

次に、2番を説明します。本件は、牧草畑の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年4月1日であり、土地の引渡期日は令和4年4月1日です。

なお、解約された農地は、議案第5号3番で、ご審議頂きます。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従いまして、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を

議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茅登3389番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畠、牧場、現況は畠です。

面積につきましては、133, 334m²です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

土地の表示につきましては、足寄町下愛冠4丁目10番1ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、雑種地、畠、現況は畠です。

面積につきましては、837, 102m²の内、68, 224m²です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を、新たに、賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間で350, 000円、10アール当たり5, 100円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。10番、石黒彰現地調査委員長。

○石黒現地調査委員長 本件は、今月13日、私と遠藤委員、松田委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第5条の規定による許可申請について、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取いたしたく、ご審議をお願いするものです。

土地所有者、転用者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1992番、1993番の計2筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、41,912m²のうち17,249m²です。

次に、転用の目的・理由・内容ですが、表土が浅く起状があり、農耕地としても支障をきたしていることから、一時的に砂利を採取して、採取後、平坦な農地に整地し、農地の所有者に引き渡すものです。

契約の内容としては、使用賃借による一時転用です。

なお、今月13日に現地調査を行い、議案調査書のとおり、農地転用許可における立地基準・一般基準について、許可基準に適合していることから、本許可申請は問題なく、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。10番、石黒彰現地調査委員長。

○石黒現地調査委員長 本件は、今月13日、私と遠藤委員、松田委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件は一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取することとし、その結果「許可相当」との意見がありましたら、足寄町事務委任規則第2条第1項第5号により許可することとします。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第1号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上利別424番2ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、70,820m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を賃貸借により利用

権の設定を行おうとするものです。

利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが1年間77,900円、諸経費充当分が77,900円、合計155,800円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が保有する農地を貸し付ける案件です。令和4年2月25日開催の第35回農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社が買入れした農地です。

議案調査書のとおり、借受人は畑作經營で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 1番につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番、3番を説明します。

局長。

○事務局長 2番、3番につきましては、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で、説明します。

2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛1217番ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、64,723m²の内、52,786m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の

期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが、1年間211,000円、10アール当たり4,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛789番3ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、47,622m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが、1年間190,000円、10アール当たり4,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案第1号1番2番で合意解約された農地で、五十鈴地区で人・農地プラン協議を行い、その結果に基づき、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 2番、3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、4番、5番を説明します。

局長。

○事務局長 4番、5番につきましては、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で、説明します。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛481番8ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、178, 967m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが、1年間715, 000円、10アール当たり4, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛478番1ほか13筆、計14筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、174, 544m²の内、142, 288m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に借賃ですが、1年間569, 000円、10アール当たり4, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者ご主人が急死し、経営規模を縮小することに伴

い、五十鈴地区で人・農地プラン協議を行い、その結果に基づき、地域担当農業委員である吉川委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、賃借人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 4番、5番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、6番を説明します。

局長。

○事務局長 6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地221番2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、30, 455m²のうち、21, 623m²です。

次に、借賃ですが、1年間64, 000円、10アール当たり3, 000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸借の申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、両者で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、賃借人は畜産経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 6番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、7番を説明します。

局長。

○事務局長 7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄119番3ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、畑、現況は畑です。

面積につきましては、2,598.69m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、100,000円、10アール当たり38,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、所有する農地を売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である石黒委員と協議したところ、元々、賃借していた農地で、本地に隣接していること、また、両者で合意していることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、買受人は酪農経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 7番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第6号)

○議長 「議案第6号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第6号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番から4番まで、一括で説明します。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄59番2ほか3筆、計4筆です。

次に、2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町西町9丁目3番2ほか2筆、計3筆です。

次に、3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄124番6ほか1筆、計2筆です。

次に、4番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄125番3ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるもので

す。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。10番、石黒彰現地調査委員長。

○石黒現地調査委員長 本件は、今月13日、私と遠藤委員、松田委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、すでに原野や山林等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第7号)

○議長 「議案第7号 農業委員の地区担当について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第7号、農業委員の地区担当について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条第6項で、農地利用最適化推進委員を委嘱しない場合、各農業委員が担当する区域を定めなければならないと規定されており、この規定に基づき、各農業委員が担当する区域について、議決をお願いするものです。

農業委員の地区担当については、別紙のとおりで、令和4年4月1日開催の全員協議会で協議した案件です。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の

説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第2回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 00分 閉会

議長 吉村進

農業委員 吉川友二

農業委員 遠藤和宏

